

愛知県告示第 213 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき、指定納付受託者を令和 7 年 4 月 1 日次のように指定した。

令和 7 年 4 月 1 日

愛知県知事 大 村 秀 章

| 指 定 し た 者 | 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等 | 歳入等を納付させる期間 |
|--------------------------------------|--|--|
| アマノ株式会社 神奈川県横浜市港北区 大豆戸町 275 番地 | 愛知県名古屋飛行場においてキャッシュレス決済機能を利用して納付する駐車場使用料（立体駐車場における一般駐車場の普通自動車に係るものに限る。） | 令和 7 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで |